

様式第十五（第四十三条関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

民間誘導施設等整備事業計画<sup>認定</sup><sub>変更認定</sub>申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

都市再生特別措置法<sup>第95条第1項</sup><sub>第98条第1項</sub>の規定に基づき、民間誘導施設等整備事業計画

について<sup>認定</sup><sub>変更認定</sub>を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 不要の部分は消してください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

民間誘導施設等整備事業計画

1 事業の名称

2 事業の目的

3 誘導事業区域

(1) 位置

(2) 面積 m<sup>2</sup>

4 誘導施設の概要

5 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する誘導事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

(2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [構造方法]の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。
- 3 [設備]の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。
- 4 [用途]の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 6 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者等

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]
[公共施設の管理者又は管理者となるべき者]

- 注1 [公共施設番号]の欄には、添付する誘導事業区域内に建築する建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。
- 7 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

8 用地取得計画

- (1) 申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する誘導事業区域内の土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者の有する権利の種類
				m <sup>2</sup>	

- 注1 「番号」の欄には、添付する誘導事業区域内にある土地及び建築物の

配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

- 2 「申請者の有する権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

- (2) 申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（以下この様式において「所有権の取得等」という。）をしようとする土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者が取得又は設定しようとする権利の種類	所有権の取得等の方法	所有権の取得等の予定時期
				m <sup>2</sup>			年月

注1 「番号」の欄には、添付する誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

- 2 「申請者が取得又は設定しようとする権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

## 9 資金計画

	内 訳				金 額（百万円）			
支出	用除整建事借	地却地築務	費費費費	入	金	利	息	
	○	○	○	○				
	計							
収入	自借	己入	資	金	（	先）	（	）
	○	○	○	○				
	計							

- 10 誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の

再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

11 誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された都市再生特別措置法第81条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項

12 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項